5. 441
固定衛星業務による4500―4800MHz（宇宙から地球）及び6725―7025MHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第30B号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる10.7―10.95GHz（宇宙から地球）、11.2―11.45GHz（宇宙から地球）及び12.75―13.25GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第30B号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる10.7―10.95GHz（宇宙から地球）、11.2―11.45GHz（宇宙から地球）及び12.75―13.25GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第9.12号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムの完全な調整情報又は通告情報及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報を無線通信局が受領した日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 442
4825―4835MHz及び4950―4990MHzの周波数帯においては、移動業務に対する分配は、移動業務（航空移動を除く。）に限る。第二地域（ブラジル、キューバ、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。）及びオーストラリアでは、4825―4835MHzの周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに限定して、航空移動業務にも分配される。この使用は、決議第416（ＷＲＣ―07）に従い、固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 443
業務の種類の地域差：アルゼンチン、オーストラリア及びカナダでは、電波天文業務による4825―4835MHz及び4950―4990MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。

5. 443A（未使用）

5. 443AA
5000―5030MHz及び5091―5150MHzの周波数帯において、航空移動衛星（Ｒ）業務は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。航空移動衛星（Ｒ）業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

5. 443B
5030MHz以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010―5030MHzの周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム（宇宙から地球）内の全ての宇宙局により5030―5150MHzの周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHzの周波数帯域幅において－124.5dB（W／㎡）を超えてはならない。4990―5000MHzの周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010―5030MHzの周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第741（ＷＲＣ―12、改）で定められた4990―5000MHzの周波数帯における制限値に従わなければならない。

5. 443C
航空移動（Ｒ）業務による5030―5091MHzの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。5030―5091MHzの周波数帯における航空移動（Ｒ）業務からの不要発射は、隣接する5010―5030MHzの周波数帯におけるＲＮＳＳシステムのダウンリンクを保護するために制限される。関連するＩＴＵ－Ｒ勧告によって適切な値が規定されるまでは、いかなる航空移動（Ｒ）業務の局においても、5010―5030MHzの周波数帯における不要発射の等価等方輻射電力密度は、－75dBW／MHzの制限値を使用するものとする。

5. 443D
5030―5091MHzの周波数帯において、航空移動衛星（Ｒ）業務は、無線通信規則第9.11A号に従った調整を条件とする。航空移動衛星（Ｒ）業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

5. 444
5030―5150MHzの周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式（マイクロ波着陸方式）の運用に使用する。この方式は、5091―5150MHzの周波数帯のその他の使用に優先する。5091―5150MHzの周波数帯の使用には、無線通信規則第5.444A号の規定及び決議第114（ＷＲＣ―12、改）を適用する。

5. 444A
付加分配：5091―5150MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務（地球から宇宙）にも分配する。この分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限り、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整することを条件とする。
この周波数帯では、以下の条件も適用する。
― 2018年１月１日前の移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる使用は、決議第114（ＷＲＣ―03、改）の規定に従う。
― 2016年１月１日後は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク用の地球局に新たな割当ては行わない。
― 2018年１月１日後は、固定衛星業務は、航空無線航行業務に対して二次業務となる。

5. 444B
航空移動業務による5091―5150MHzの周波数帯の使用は、以下のものに限る。
― 航空移動（Ｒ）業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港における地上での使用。この使用は、決議第748（ＷＲＣ―12、改）に従うものとする。
― 決議第418（ＷＲＣ―12、改）に従った、航空機局（無線通信規則第1.83号参照）からの航空遠隔測定伝送。

5. 445（未使用）

5. 446
付加分配：無線通信規則第5.369号に掲げる国では、5150―5216MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。第二地域では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。無線通信規則第5.369号に掲げる国及びバングラデシュを除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務（宇宙から地球）にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610―1626.5MHz及び2483.5―2500MHzの周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。地表面での総電力束密度は、全ての到来角について任意の４kHzの周波数帯域幅において－159dB（W／㎡）を超えてはならない。

5. 446A
移動業務（航空移動を除く。）の局による5150―5350MHz及び5470―5725MHzの周波数帯の使用は、決議第229（ＷＲＣ―12、改）に従わなければならない。

5. 446B
5150―5250MHzの周波数帯においては、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

5. 446C
付加分配：第一地域（アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、レバノン、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、スーダン、南スーダン及びチュニジアを除く。）及びブラジルでは、5150―5250MHzの周波数帯は、決議第418（ＷＲＣ―07）に基づき、航空機局（無線通信規則第1.83号参照）からの航空遠隔計測の伝送に限定して、航空移動業務にも一次的基礎で分配する。それらの無線局は、無線通信規則第５条に従い運用している他の無線局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号は適用されない。